

『もしもの備え』

小規模企業共済制度、経営セーフティ共済制度

平成28年11月30日

(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部
(中小機構 北海道)
本部長 戸田 直隆

目次

	頁
1. 中小機構 とは	2
2. 中小機構の災害復興の取組み	3
3-1. 小規模企業共済 とは	4
3-2. 小規模企業共済のお得なポイント	5
3-3. 災害時の小規模企業共済制度の措置	6
4-1. 経営セーフティ共済 とは	9
4-2. 災害時の経営セーフティ共済制度の措置	10
5. 共済申込み等	11

1. 中小機構とは

- ・ 中小機構は、中小企業政策全般にわたる国の総合的な実施機関です。
- ・ 全国に9カ所の地域本部と中小企業大学校9校を配置し、中小企業の成長ステージに合わせた多様な支援メニューで、企業の成長を応援いたします。

経営支援 (全般) ・窓口・電話・インターネットでの経営相談
 ・専門家派遣、他

起業・創業 ・インキュベーション事業、他
 (北大ビジネス・スプリング)
 新事業展開 ・地域資源活用・農商工連携・新連携、他

人材育成 ・中小企業大学校、他



中小企業大学校 旭川校



北大ビジネススプリング

販路開拓 ・展示商談会
 ・eコマース
 海外展開 ・J-GoodTech
 ・海外現地調査等の支援
 ・セミナー、他

事業承継

高度化事業

ファンド事業

共済制度 ・小規模企業共済
 ・経営セーフティ共済

中心市街地活性化

震災復興支援

※支援機関の皆様の中小企業支援活動のサポートも行っています。

2. 中小機構の災害復興の取組み

- ・地震や台風など災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合は、直ちに最寄の地域本部に「特別相談窓口」を開設。被災中小企業の早期事業回復の支援を行っています。
- ・また、東日本大震災、熊本地震では、現地拠点を設置し、より身近での支援を行っています。

東日本大震災における復興支援の取組

○仮設店舗・工場の整備

- ・整備棟数(平成28年9月末現在) 1,265棟
- ・入居事業者数(平成28年6月末現在) 2,456者(ピーク時 2,825者)

○震災復興支援アドバイザーの派遣 (平成28年6月末現在)

- ・被災中小企業への派遣 1,199先 5,875回
- ・市町村・商工会等への派遣 265先 9,054回

○その他

- ・被災事業販路開拓支援「みちのく いいもん うまいもん」
- ・ファンド事業「5復興機構の設立」等
- ・他



○熊本地震においても、震災復興支援アドバイザーの派遣等、被災事業者支援を実施中

3-1. 小規模企業共済とは

小規模企業の『経営者の退職金制度』

- ・ 小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を、あらかじめ準備しておく共済制度です。
- ・ 常時使用する従業員が20名以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）では5名以下）の企業経営者のための制度です。
- ・ 農林漁業者の皆様も加入できます。

ポイント

1. 無理のない掛金

- ・ 月額1,000円～70,000円（500円きざみ）の範囲で自由に設定できます。
- ・ 加入後の増額・減額も可能です。

※お受取になる共済金は、お受取になる共済事由、掛金額、加入期間により変わります。

2. 安心な国の制度

- ・ 小規模企業共済法に基づき、中小機構が運営しています。

3-2. 小規模企業共済のお得なポイント

1. 掛金は全額所得控除

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

例えば 課税される所得額 400万円/年
掛金 3万円/月（36万円/年）の場合
節税効果は 109,500円/年
(節税効果/掛金=約30%)

2. 受取時にも税制上のメリット

共済金の受取方法は、「一括」「分割」「一括・分割併用」から選べます。

- ①共済金を一括で受けとる場合は、「退職金」と同様の扱いとなり掛けた年数に応じて控除額が増えます。
- ②共済金を分割で受けとる場合は、「公的年金」と同様の扱いとなります。

3. 貸付制度も充実

納付した掛金額の範囲(70~90%以内)で事業資金等の貸付が受けられます。
低利、無担保、無保証人(現在の貸付利率1.5%)

4. 受給権は差押え禁止

共済金等の受給権は差押禁止債権(国税は除く)として保護されています。

※詳しくは、パンフレット、HPをご覧ください。

3-3. 災害時の小規模企業共済制度の措置

- ・地震や台風など災害救助法が適用される災害が発生した時、被災小規模企業共済契約者を対象に、**原則として即日かつ低利**でお借入れ可能な「**災害時貸付け**」を行っています。
- ・また、東日本大震災、熊本地震等の大規模な災害の場合は、**特例措置**を行っています。

■ 1. 災害時貸付け

○対象者： 50万円以上の貸付限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※）を有し、かつ、当該災害の影響により次の(1)または(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- (1) 被災区域内にある事業所または主要な資産（※）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。
- (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

※共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

〔災害時貸付け〕の続き)

- 条 件： (1) 貸付限度額 原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- (2) 貸付利率 年0.9%（平成28年10月1日現在）
- (3) 貸付期間 貸付金額500万円以下36ヶ月 505万円以上60ヶ月
- (4) 償還方法 6ヶ月ごとの現金均等割賦償還
- (5) 担保・保証人 不要
- (6) 借入窓口 商工中金本支店

○その他： 次の書類が整っていれば、原則、即日融資が可能です。（登録窓口が商工中金の場合）

○災害時貸付けを受けるに当たっての必要書類：

- ・ お客さまが小規模企業共済の契約者であることがわかる書類（例えば、共済契約締結証書（共済手帳）、中小機構からお送りした共済契約番号の記載されている書類等）
- ・ 本人確認書類（運転免許証または健康保険証等）
- ・ 収入印紙（借入金額に応じて金額が異なります。）
- ・ 印鑑証明書（3ヶ月以内発行の原本）
- ・ 実印
- ・ 被災証明願または罹災証明書

※『被災証明願』は「商工三団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）」等で、『罹災証明書』は市町村で事前に証明を受けてください。

■ 2. 小規模企業共済制度に係る特例措置(熊本地震の場合)

① 納付期限の延長

- ・ 掛金の納付期限を最大6ヶ月延長し、この期間の掛金の納付掛金請求を停止

② 特例災害時貸付けの実施

- ・ 貸付利率は無利子
- ・ 償還期間の延長（据置期間（1年）を設定）
- ・ 上限額2,000万円（併せ貸し3,000万円）

③ 災害時貸付けの適用拡大

- ・ 取扱い期間の延長（発生後6ヶ月から12ヶ月に延長）

④ 緊急経営安定貸付けの適用拡大

- ・ 適用要因の拡大（熊本地震、道路等の途絶、資材等の流通難等）
- ・ 判定期間の短縮（要因拡大により3ヶ月又は6ヶ月から1ヶ月に短縮）
- ・ 取扱期間の延長（判定期間の最終月から3ヶ月を12ヶ月に延長）

⑤ 延滞利子の免除

- ・ 契約者貸付け利用者の延滞利子の免除

⑥ 共済金等

- ・ 共済金等の請求関係書類の省略等

4-1. 経営セーフティ共済とは

中小企業を連鎖倒産から守ります

- ・ 万が一、取引先企業が倒産し、売掛金債権等が回収困難となった場合に、共済金の貸付けが受けられる共済制度です。
- ・ 中小企業者で、引き続き1年以上継続して事業を行っている方が加入できます。

ポイント

1. 迅速な貸付け実行「最高8,000万円」

- ・ 取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認により、迅速に貸付けが受けられます。
- ・ 最高8,000万円（掛金総額の10倍まで）の貸付けが、無担保・無保証・無利子で受けられます。（但し、貸付額の10分の1に相当する額を払い込んだ掛金から控除）

2. 掛金には税制上のメリット

- ・ 掛金は「損金（法人）」または「必要経費（個人事業者）」扱いにできます。
- ・ 掛金は、月額5,000円～200,000円（5,000円きざみ）の範囲で自由に設定できます。（掛金の積立限度額は800万円）

3. 安心な国の制度

- ・ 中小企業倒産防止共済法に基づき、中小機構が運営しています。

4. 一時貸付制度も充実

- ・ 解約手当金の95%の範囲内で、低利・無担保・無保証の一時貸付を受けることができます。

※詳しくは、パンフレット、HPをご覧ください。

4-2. 災害時の経営セーフティ共済制度の措置

- ・ 災害時においても取引先企業が倒産し売掛金債権等が回収困難となった場合には、共済金の貸付けが受けられます。
- ・ また、熊本地震など、災害救助法が適用される災害のうち、特に大規模災害の場合は、**特例措置**を行っています。

■ 経営セーフティ共済制度に係る特例措置(熊本地震の場合)

- 掛 金 :
 - ・ 納付期限の延長
 - ・ 掛金の納付期限を最大6ヶ月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止
- 共 済 金 : 償還期日の繰下げ
- 一時貸付金 : 返済の猶予及び請求手続きの柔軟な対応
- 解約手当金 : 請求手続きの柔軟な対応

5. 共済申込み等

小規模企業共済の加入者数

	加入者数 (a)	小規模企業数 (b)	(a/b)	参考 H27年度新規加入件数
北海道	3.8万人	12.9万社	29.5%	4.9千件
全 国	128万人	325万社	39.4%	137.2千件

加入者数：H28年3月末時点 小規模企業数：H26経済センサス

経営セーフティ共済の加入社数

	加入者数 (a)	中小企業数 (b)	(a/b)	参考 H27年度新規加入件数
北海道	1.5万社	15.1万社	9.9%	2.3千件
全 国	40.3万社	381万社	10.6%	47.7千件

加入者数：H28年3月末時点 中小企業数：H26経済センサス

両共済のお申し込みは、次の機関まで

最寄りの金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業の組合など

両共済制度について詳しくは、

パンフレット、HPをご覧ください。

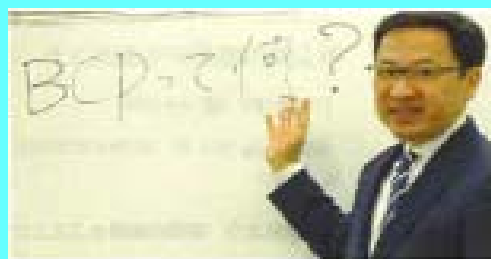
または

で、検索

電話でのお問合せは、共済相談室 050-5541-7171 まで(平日 9:00~18:00)

< ちょこゼミ NO.161 >

10分でわかるBCP(事業継続計画)



【講師】浅野 睦
(株)フォーサイトコンサルティング
代表取締役社長

ちょこゼミ BCP

で、検索

ちょこっとゼミナール

- ・中小機構が提供するパソコン・スマホで学ぶ経営講座
- ・無料・YouTube・登録不要・10分間 だから、いつでも・気軽に・何度でもご利用できます。

ご清聴ありがとうございました。

【お問合せ先】

中小機構 北海道（中小企業基盤整備機構 北海道本部）
〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル6階
電話：〔代表〕011-210-7470